

○指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成15年9月16日

北島町条例第22号

改正 平成18年3月29日条例第6号

平成23年3月22日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續、指定管理者が行う公の施設の管理(以下「管理」という。)の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定める。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、申請書その他規則で定める書類(以下「申請書等」という。)を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請書等を二以上のものから提出させるよう努めなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条 町長は、前条第1項の申請書等を提出したもののうち、次に掲げる基準を総合的に審査し、管理を行わせるに最適な団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

第3条の2 町長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果

的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できるときは、第2条の規定にかかわらず、前条各号の基準に該当する団体と認め、指定管理者として選定することができる。

2 町長は、前項の規定により指定管理者を選定するときは、あらかじめ前条各号の事項について当該団体と協議を行い、総合的に判断するものとする。

(指定の可否)

第4条 町長は、指定管理者の指定の可否を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

(管理の基準)

第5条 指定管理者は、当該施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき管理しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第6条 指定管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(管理委託料)

第7条 町長は、必要と認めるときは指定管理者に管理委託料を支払うことができる。

(利用料金)

第8条 町長が適当と認める場合は、公の施設の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、あらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次にかかげる業務を行うものとする。

- (1) 委託施設の維持及び修繕に関する事務
  - (2) 委託施設の利用許可、利用許可の取り消し、利用調整及び原状回復命令その他利用許可に関連する業務
  - (3) 委託施設の利用料金の徴収、利用料金の減免、利用料金の還付その他利用料金の徴収に関連する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
- (指定管理者の指定の期間)

第10条 指定管理者が管理を行う期間は、原則として指定の日から起算して3年間とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(管理状況の調査等)

第11条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年4月1日から3月31日までの事業報告を翌年度の5月末日までに町長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(暫定措置)

2 この条例の施行の日から平成15年10月1日までの間に指定管理者となっ

たものについては、第10条中「3年間」とあるのは、「半年間」と読み替えるものとする。

附 則(平成18年3月29日条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。